

同日、消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎも同様の意見を提出しました。

2020年1月6日

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課食品衛生係 御中

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 大越健治
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階
電話番号 022-276-5162

令和2年度仙台市食品衛生監視指導計画（中間案）への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ2020年4月には新ルールによる表示に移行されます。一方、消費者庁の調査を見ると、消費者の7割が食品表示を知っているが、食品表示法を知らない人は8割になっています。

9月19日厚生労働省はゲノム編集食品について、開発者等の届出制の仕組みを示しました。消費者庁は「ゲノム編集技術応用食品の表示について」の発表で、科学的に判別不能であること等から、現段階では義務表示の対象外としていますが、消費者は、食べて安全なのか、健康に影響はないのかなどに不安があります。

消費者教育の機会が少ないなか、表示に関する改正に、事業者も消費者もついていけていません。今後は一層、リスクコミュニケーションの開催が求められます。

このようなことから、市民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

1. 《令和2年度の重点事業》の【HACCPに沿った衛生管理の導入支援及び実施状況確認】について

HACCPの制度化は、原則として、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が求められますが、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた取組も認められています。

そのため、HACCP導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、各事業者の規模や衛生管理能力に応じて、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことができるよう、講習会や個別相談のほか、「導入に向けた技術的支援を行う」旨の記載を求めます。

2. 1-(1)「食品等事業者へのHACCP制度化の周知・支援」について

HACCP導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、各事業者の規模や衛生管理能力に応じて、実現可能な方法で着実に取組を進めていく能够のように、講習会や個別相談のほか、公益社団法人仙台市食品衛生協会と連携し、「導入に向けた技術的支援を行う」旨の記載を求めます。

3. 1－（3）「食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援」について

食品等事業者の自主衛生管理の意識向上を図るため、他の模範となる衛生管理を実施している食品等事業者や衛生管理が優良な施設を表彰し、受賞施設については、市ホームページで公表するだけではなく、多くの消費者にも情報提供できるよう検討してください。

また、地域の食品衛生の向上を図るとともに、食品等事業者の HACCP に沿った衛生管理の促進を図るため、食品衛生推進員を対象とした HACCP 導入の具体的な手法を周知すること等の講習会を実施してください。

4. 2－（1）①－「食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒防止対策の強化」について

鶏肉の生又は加熱不十分な調理での提供について法的な規制がないことに加え、食品等事業者だけでなく、消費者も鶏肉の生食等によるリスクを十分認識していないことが原因であると考えられます。鶏肉については、加熱用である旨の情報の確実な伝達や十分に加熱して提供するように食品等事業者に対して指導を実施するとともに、消費者に対しても、講習会等で普及啓発を図る必要があると思います。

5. 2－（1）①－「ノロウイルスによる食中毒防止対策の強化」について

食中毒が発生した場合に大規模化しやすい学校給食等の大量調理施設や高齢者、子供等が利用する社会福祉施設等を中心に、監視指導を行い、食品等の適切な取扱い、毎日の調理従事者の健康状態の確認及び記録の実施等の調理従事者の衛生管理、自主的な衛生管理の導入等について重点的に指導してください。

また、不顕性感染者を踏まえた調理従事者の健康管理について啓発を図るとともに、市民や食品等事業者に対しては、最新の知見や感染性胃腸炎の発生状況を踏まえた普及啓発を行い、食中毒発生を未然防止の観点での対策を追加してください。

6. 2－（1）①－「食品表示法の周知徹底」について

2015年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の細かい見直しが行われています。一方、消費者庁の調査を見ると、消費者の7割が食品表示を知っているが、食品表示法を知らない人は8割になっています。消費者教育の機会が少ないなか、表示に関する改正に、事業者も消費者もついていけていません。

また、アレルゲン表示の欠落や期限表示の誤記載による食品の自主回収事例が散見されます。こうした状況を踏まえ、食品表示は市民の食品選択における重要な情報源であることから、市民へ情報提供するとともに、リスクコミュニケーションを開催することについて文章中に記載してください。

7. 2－（3）－③「健康食品の監視指導」について

医薬品との併用に注意のいる健康食品を摂ることにより、病状が悪化したり、治療薬の作用を強めたり反対に弱めたりと影響を与えることがあります。そのため、厚生労働省から医療機関に対し、医薬品を服用している人は、安易に健康食品を利用することなく必ず、医師又は薬剤師に相談する旨の通知を出しています。

このようなことから、インターネット等を利用して購入する消費者もいることから、消費者に対する情報提供・啓発を行うことも記述してください。

8. 5 「関係機関との連携及び実施体制」について

平常時から、近隣自治体や庁内関係機関との連絡及び連携体制を確保すること、さらに、大規模食中毒等の発生を想定した研修等を実施し、食品衛生監視員等の食中毒発生時の対応能力の向上を図る取り組みを実施してください。

最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが有効と考えます。

食の流通が広域化する中で、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理の実施を導入することで、食品衛生のレベルアップに大きく貢献することになり、食中毒の防止のほか、食中毒被害の拡大防止にもつながります。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させること、地産地消の推進及び国際都市としての食の安全の確保等が求められています。

仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。

以上